

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（平成27年3月26日京都市条例第47号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

- 1 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、12歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が受けた医療を医療費の支給の対象に加えることとしました。
- 2 子ども医療費支給制度に係る医療費の支給の範囲について、次の措置を条例に明記することとしました。
 - (1) 家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給が行われたときは、医療費を支給します。
 - (2) 独立行政法人の負担による医療の給付が行われるときは、医療費を支給しません。
 - (3) 社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給又は付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、医療費を支給しません。

この条例は、平成27年9月1日から施行することとしました。ただし、2に関する部分は平成27年3月26日から施行することとしました。

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第47号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「訪問看護療養費」の右に「，家族療養費，家族訪問看護療養費」を加え，「又は地方公共団体」を「，地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）」に改め，「医療の給付」の右に「又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）」を加える。

第5条第2項に次の2号を加える。

(4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれるときは，当該額及び同項第2号に掲げる額の合計額）

(5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年9月1日から施行する。ただし，第5条の改正規定及び次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は，この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について

適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)